

平成26年度第3回

村上市国民健康保険運営協議会

議 案 書

平成26年11月20日

村上市役所 第4会議室

平成26年度 第3回村上市国民健康保険運営協議会  
会 議 次 第

日 時 平成26年11月20日(木)  
午前10時から

会 場 村上市役所5階 第4会議室

1 開 会

2 挨拶

3 出席委員数の報告

4 会議録署名委員の指名

5 議事

- (1) 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について(資料1)
- (2) 平成26年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について(資料2)
- (3) 平成27年度村上市国民健康保険事業計画書(案)について(資料3)
- (4) その他

6 報告

- (1) ジェネリック医薬品の利用状況について(資料4)
- (2) その他

7 その他

次回協議会の開催予定日は、平成27年2月12日(木)です。  
詳細が決まり次第ご案内いたします。

## 5 議事（1）国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

### 【改正理由】

社会保障審議会医療保険部会において、産科医療保障制度の掛金額見直し及び加算額を含めた出産育児一時金総額を42万円に維持する方針が決定された。これに基づき、健康保険法施行令等の一部改正が予定されており、この改正に準拠し条例改正を行うもの。

### 【改正内容】

#### 第5条第1項

出産育児一時金「39万円」を「40万4,000円」に改める。

なお、国民健康保険条例施行規則を改正し、加算額「3万円」を「1万6,000円」に改め、総額42万円を維持する。（加算額：産科医療保障制度加算額）

改正前：出産育児一時金「39万円」＋加算額「3万円」＝「42万円」

改正後：出産育児一時金「40万4,000円」＋加算額「1万6,000円」＝「42万円」

### 【施行日】

平成27年1月1日

### 【参考：産科医療保障制度】

分娩に関連して脳性麻痺を発症した新生児・家族の経済的負担を補償する制度。原因を分析し、再発防止に役立つ情報を提供。紛争の防止・早期解決を図ることにより、産科医療の質の向上を図る。平成21年（2009）創設。日本医療機能評価機構が運営。分娩を扱う医療機関が加入する。通常の妊娠・分娩にもかかわらず重度脳性麻痺となった場合に補償を受けることができる。染色体異常などの先天性要因や分娩後の感染症などにより発症した場合は対象外。

「別 記」

平成26年村上市条例第 号

村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例

村上市国民健康保険条例（平成20年村上市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

村上市国民健康保険条例（平成20年村上市条例第157号）新旧対照表

新	旧
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

## 平成26年度 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
		千円	千円	千円	
5	療養給付費等交付金	440,505	2,569	443,074	
	1 療養給付費等交付金	440,505	2,569	443,074	H25分精算交付分
10	繰入金	555,023	39,221	594,244	
	1 他会計繰入金	406,475	39,221	445,696	・保険基盤安定繰入金46,523 ・職員給与費等繰入金△4,251 ・財政安定化支援事業繰入金△3,816 ・事務費繰入金765
11	繰越金	2	79,810	79,812	
	1 繰越金	2	79,810	79,812	前年度繰越金の一部を計上
歳入合計(歳入全体の合計)		7,469,000	121,600	7,590,600	

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
		千円	千円	千円	
1	総務費	123,787	△ 3,486	120,301	
	1 総務管理費	115,148	△ 3,486	111,662	・一般管理経費765(臨時職員賃金等追加、需用費調整、電算業務委託追加、備品購入費追加) ・職員異動等による人件費調整△4,251
3	後期高齢者支援金等	902,542	349	902,891	
	1 後期高齢者支援金等	902,542	349	902,891	
11	諸支出金	11,701	124,743	136,444	
	1 償還金及び還付加算金	11,700	124,743	136,443	(償還金、利子及び割引料) ・会検指摘事項による返還金64,217 ・H25療養給付費負担金返還金58,832 ・H25災害臨時特例補助金返還金5 ・H25国県特定健診負担金返還金1,689
12	予備費	10,000	△ 6	9,994	
	1 予備費	10,000	△ 6	9,994	
歳出合計(歳出全体の合計)		7,469,000	121,600	7,590,600	

## 平成27年度 村上市国民健康保険事業計画書(案)

H26. 11. 20

## 1 国民健康保険事業の現状

国民健康保険事業においては、保険給付費（歳出）を管理していくことが重要であり、その意味では必要とされる保険給付費に見合う財源（歳入）を確保することが取組の基本となる。

歳入における国民健康保険税の収納状況は、表1のとおりである。特に、徴収率においては、収納推進員の訪問徴収、口座振替勧奨、徴税吏員による納付相談、短期被保険者証、資格証明証の交付を活用して滞納者との接触機会の設定などを行っており、平成23年度から上昇傾向にあるが、収入の根幹である国民健康保険税の収入確保は重要であり、さらなる徴収率向上に努める。

《表1：国民健康保険税徴収率等の推移》

年度	区分	調定額（円）	徴収額（円）	徴収率		徴収率（全体）	
				率（％）	前年比（％）	率（％）	前年比（％）
23年度	現年度課税分	1,591,721,500	1,468,854,848	92.28	0.02	75.93	1.25
	滞納繰越分	463,848,247	91,921,298	19.82	1.34		
24年度	現年度課税分	1,554,038,000	1,441,792,751	92.78	0.50	76.63	0.70
	滞納繰越分	460,306,943	101,851,103	22.13	2.31		
25年度	現年度課税分	1,469,346,500	1,366,938,935	93.03	0.25	77.37	0.74
	滞納繰越分	449,373,715	117,553,717	26.16	4.03		

一方、歳出における保険給付関係については、表2のとおりである。年間平均被保険者数は、平成24年度、25年度とも大きく減少しているが、医療給付費用額はほぼ横ばいで推移しており、被保険者1人当たりの医療費は増加している。

また、医療項目別1人当たり費用額は、表3のとおりである。通院が県平均を下回っているが、入院、歯科、調剤は県平均を上回っている。特に調剤費が県平均を大きく上回っており、医療費及びジェネリック医薬品差額のお知らせを年4回で12か月分を通知しているが、年々増加している。

レセプト点検調査や保健事業の実施、さらには交通事故等にかかる第三者行為に対する求償事務などにより歳出を抑制しているものの厳しい状況にある。

《表2：医療給付費用額と年間平均被保険者数》

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医療給付費用額	6,228,008,441円	6,044,744,594円	6,012,235,873円
年間平均被保険者数	18,595人	18,043人	17,171人
1人あたりの医療費	334,929円	335,019円	350,139円

(国民健康保険事業状況報告書より)

※医療給付費用額：診療費、調剤費、食事療養、訪問看護、療養費（補装具、受動整復師等）

《表3：医療項目別1人当たり費用額》

年度	村上市 (A)					県平均 (B)				
	入院	入院外	歯科	診療費計	調剤	入院	入院外	歯科	診療費計	調剤
22年度	119,508	102,356	25,899	247,763	66,039	111,744	105,765	23,520	241,030	57,275
23年度	121,785	104,362	26,958	253,105	71,341	114,339	107,969	23,830	246,138	60,956
24年度	123,778	100,710	27,559	252,046	72,043	118,072	109,562	23,982	251,616	61,271

年度	比較 (A-B)				
	入院	入院外	歯科	診療費計	調剤
22年度	7,764	-3,409	2,379	6,733	8,764
23年度	7,446	-3,607	3,128	6,967	10,385
24年度	5,706	-8,852	3,577	430	10,772

(国民健康保険団体連合会医療費分析検討表より)

なお、上記の歳入・歳出の現状から国民健康保険特別会計の決算状況を見ると、表4、表5のとおりである。

《表4：国民健康保険特別会計・決算額推移》

歳入	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	決算額(円)	構成比(%)	決算額(円)	構成比(%)	決算額(円)	構成比(%)
国保税	1,560,776,146	20.3	1,543,643,854	20.4	1,484,492,652	19.5
国・県支出金	2,217,570,295	28.9	2,083,545,644	27.5	2,040,997,141	26.8
交付金	3,269,510,616	42.6	3,382,238,393	44.6	3,517,592,814	46.2
繰越金	131,435,958	1.7	132,813,964	1.7	119,267,319	1.6
基金繰入金	100,000,000	1.3	0	-	0	
その他収入	403,053,791	5.2	436,770,316	5.8	449,955,219	5.9
歳入決算額	7,682,346,806	100.0	7,579,012,171	100.0	7,612,305,145	100.0

歳出	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	決算額(円)	構成比(%)	決算額(円)	構成比(%)	決算額(円)	構成比(%)
保険給付費	5,128,072,540	67.9	5,012,341,164	67.2	4,973,455,190	67.1
拠出金・納付金等	2,128,115,721	28.2	2,173,938,584	29.1	2,189,703,632	29.6
保健事業費	41,300,309	0.6	50,825,558	0.7	49,888,417	0.7
その他支出	252,044,272	3.3	222,639,546	3.0	190,854,615	2.6
歳出決算額	7,549,532,842	100.0	7,459,744,852	100.0	7,403,901,854	100.0

収支	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収支差引額	132,813,964円	119,267,319円	208,403,291円
実質単年度収支	△98,621,994円	△13,546,645円	89,135,972円

※実質収支＝収支差引額－前年度繰越金－財産収入＋基金積立金－基金繰入金

《表5：基金保有額の推移（各年月末時）》

項目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
基金保有額	301,798,248円	202,030,601円	202,106,011円	202,153,684円

## 2 国民健康保険事業の課題

国民健康保険事業の対象となる被保険者数は、平成24年度、25年度とも大きく減少しているが、医療給付費用額はほぼ横ばいで推移している。また、1人当たりの医療費は診療費（入院、入院外、歯科）が横ばいであるが、調剤費が増加しており、県平均も上回っている。

その一方で、少子高齢化に伴い被保険者の高齢化が進み、さらには、長期にわたる経済の低迷による所得水準の低下や若年者の低所得者層が増加していることから、収納強化を行っても保険給付の伸びに見合う財源を確保できない状況にある。

また、医療費の状況は、高血圧、糖尿病、高脂血症など生活習慣病関連の疾患が全体の半数近くを占めており、医療費増加の主な要因として考えられる。さらに、被保険者の年齢構成も高齢化が進んでいることから、この高齢化の進行も医療費の増加に大きく影響を及ぼしていると考えられる。

以上のような、国民健康保険事業にかかる構造的な課題の解決に向けて、効果的かつ効率的に事業を推進し、当該国民健康保険事業運営の健全化を図る必要がある。



### 3 運営の基本方針

## 運営の基本方針

- 1 (収納率向上対策の推進)
  - (1) 収納担当職員の資質向上、収納推進員活用による収納体制の充実・強化を図る
  - (2) 収納対策会議を設置し、効果的な収納対策を検討する
  - (3) 資格証明書・短期保険証の交付による滞納者に対する資格制限と啓発活動の実施
  - (4) 一斉更新及び資格証・短期証の交付時期に合わせた集中納税相談の実施と徹底
  - (5) 口座振替の促進と広報の充実
  - (6) 適正な賦課割合を検証し、低所得者に対する負担の軽減を図る
  - (7) 円滑な納税交渉による収納の推進
- 2 (健全財政の確保)
  - (1) 今後の医療保険制度改革や、国民健康保険の広域化を見据えた国民健康保健事業動向を検討する
  - (2) 医療費・介護費等の増嵩に注目し、適正な賦課総額の確保に努め、必要に応じて税率の改定を検討する
  - (3) 国の政策や予算編成方針を踏まえた適正な予算編成を図る
  - (4) 事業運営のランニングコスト低減に努め、第三者行為や資格の遡及異動に係る徴収金の適正な負担を確保する
- 3 (保健事業の推進)
  - (1) 医療費抑制策の中核である特定健診において個別健診の負担軽減を図り、受診しやすい態勢にすることで予防医療の効果促進を図る
  - (2) 中学生以下の子どもに対し、インフルエンザ予防に効果の高い予防接種の費用助成を実施する
  - (3) 被保険者の人間ドック受診者に対し、疾病の予防、早期発見及び早期治療を目的に費用助成を実施する (新規)
  - (4) 生活習慣病の予防対策である「生活習慣病予防教室」「健康ダイエット教室」を、体験型個別健康支援プログラムとして定着させる
  - (5) 生活習慣を見直す保健指導を実施し、生活習慣病の予防方法とその効果についての啓発活動を実施する
  - (6) 保健事業実施計画(データヘルズ計画)を策定する (新規)
  - (7) ヘルスアップ事業の実施 (新規)
- 4 (医療費適正化対策の推進)
  - (1) レセプト点検体制の充実・強化を図り、不適切な過重診療を抑制する
  - (2) 医療費及びジェネリック医薬品差額のお知らせを発行し、ジェネリック医薬品の普及と医療費コストの軽減を図る
  - (3) 長期入院者について、療養型病床あるいは居住系サービス施設や在宅介護サービスの利用などを支援する
  - (4) 重複頻回受診者が適切な受診状況となるよう、訪問指導を充実させる
- 5 (適用の適正化の推進)
  - (1) 退職被保険者等の職権適用等の適正化を図る
  - (2) 被保険者資格の適正化を図り、過誤調整等による医療費調整の充実を図る

項目		収納率向上対策の推進			実施時期
実施内容	実施方法	実施体制	実施時期	実施時期	
(1) 収納担当職員の資質向上、収納推進員活用による収納体制の充実・強化	① 収納推進員による戸別訪問・電話催告を行うとともに各種研修会への参加により職員の資質向上を図り、積極的な滞納処分を行う	税務課 保健医療課	通年	通年	
(2) 収納対策会議の設置	① 収納対策会議を開催し、資格担当課と連絡・調整を図る			通年	
(3) 資格証明書・短期保険証の交付による滞納者に対する資格制限と啓発活動の実施	① 資格証・短期証交付時に納税啓発リーフレットを同封			通年	
(4) 一斉更新及び資格証・短期証の交付時期に合わせた集中納税相談の実施と徹底	① 保険証の更新時期に合わせ一斉納税相談を実施			通年	
(5) 口座振替の促進と広報の充実	① 納付書発送時に口座振替の案内文書を同封 ② 資格担当課と連携し、口座振替の拡大を図る			7月 通年	
(6) 適正な賦課割合を検証し、低所得者に対する負担の軽減を図る	① 保険税の賦課割合、賦課総額の検証を行い、低所得者の負担が適正か検証し、必要に応じて税率の改正等を検討する ② 実態調査、財産調査等により状況を把握した上での納税交渉			10月～ 通年	
(7) 円滑な納税交渉による収納の推進	② 収納目標(一般+退職)を現年度課税分92.8%、滞納繰越分20.0%とする			通年	

健全財政の確保		実施内容	実施方法	実施体制	実施時期
項目	健全財政の確保				
実施内容	<p>(1) 今後の医療保険制度改革や、国民健康保険の広域化を見据えた国民健康保健事業動向を検討する</p> <p>(2) 医療費・介護費等の増高に注目し、適正な賦課総額の確保に努め、必要に応じて税率の改定を検討する</p> <p>(3) 国の政策や予算編成方針を踏まえた適正な予算編成を図る</p> <p>(4) 事業運営のランニングコスト低減に努め、第三者行為や資格の遡及異動に係る徴収金の適正な負担を確保する</p>				
実施方法	<p>① 医療保険制度の改革動向や財政見通しをシミュレーションし、地域医療の実情を反映した村上市国民健康保険の短期的な事業動向を検討</p> <p>① 医療費動向や補助金額をシミュレーションし、適正な賦課総額の算定と検討を行い、税率改定の必要性を検討</p> <p>① 国の予算編成方針に極力沿った予算を編成し、国保事業の適正な事業運営を確保する</p> <p>① 経常経費の削減を図り、事業経営の効率化を図るとともに、適正な徴収金の回収を図る</p>				
実施体制	保健医療課				
実施時期	<p>4月～10月</p> <p>8月～1月</p> <p>10月～12月</p> <p>通年</p>				

保健事業の推進		実施内容	実施方法	実施体制	実施時期
項目	保健事業の推進				
実施内容	<p>(1) 医療費抑制策の中核である特定健診において個別健診の負担軽減を図り、受診しやすしい態勢にすることで予防医療の効果促進を図る</p>				
実施方法	<p>① 特定健診において、集団健診と個別健診を同額の負担金にする</p> <p>② 市の国民健康保険対象者全員に、個人記録票、受診券を送付し、受診率向上を図る</p> <p>③ セット健診を実施し受診者の利便性を図る（特定健診とがん検診を同時実施）</p> <p>④ 医師会との協力体制を図る</p> <p>⑤ 未受診者の健診を実施し、健診受診の機会を増やす</p> <p>⑥ 平成27年度目標値を第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画のとおり特定健康診査受診率50%、特定保健指導実施率52%、内臓脂肪症候群該当者及び予備軍の減少率18%とする</p>				
実施体制	<p>保健医療課</p> <p>各支所地域福祉室</p> <p>健診受託機関</p> <p>医師会</p> <p>各医療機関</p>				
実施時期	5月～10月				

実施内容	実施方法	実施主体	実施時期
(2) 中学生以下の子どもに対し、インフルエンザ予防に効果の高い予防接種の費用助成を実施する	①中学生以下の子どもに対して、インフルエンザ予防接種の助成を行う ②助成は1回目の接種のみで2,000円とする ③助成は償還払いとする	保健医療課 各支所地域福祉室 各医療機関	10月～2月
(3) 被保険者の人間ドック受診者に対し、疾病の予防、早期発見及び早期治療を目的に費用助成を実施する (新規)	①国民健康保険の被保険者で40歳～74歳の人に対して、人間ドックの助成を行う ②助成は年度内1回とし、1万円を限度とする ③助成は受領委任払いとする	保健医療課 各支所地域福祉室 各医療機関	通年
(4) 生活習慣病の予防対策である「生活習慣病予防教室」「健康ダイエット教室」を、体験型個別健康支援プログラムとして定着させる	①特定健診の結果、血糖、脂質、血圧などが基準値を超えた人及び参加希望者を対象に生活習慣病予防教室を開催する ②特定健診の結果、血糖、脂質、血圧などが基準値を超えた人、肥満傾向にある人等を対象に「健康ダイエット教室」を開催する。 春、秋各10回コースで3スポーツクラブに委託して実施する	保健医療課 各支所地域福祉室 ウエルネスむらかみ 愛ランドあさひ 希楽々	6月～2月
(5) 生活習慣を見直す保健指導を実施し、生活習慣病の予防方法とその効果について啓発活動を実施する	①特定健康診査の結果から、保健指導該当者となった方へ「動機付け支援」又は「積極的支援」を実施する ②「動機付け支援」は原則1回以上の支援を行う。支援方法は、個別もしくはグループとする ③「積極的支援」は、②同様の支援後、個別もしくはグループ支援に加え、電話、e-mail、FAXなどを効果的に組み合わせた支援を3か月以上行う ④何れも6月後に支援経過の確認と評価を行う	保健医療課 各支所地域福祉室	通年
(6) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定する (新規)	①レポート・健診情報等のデータ分析に基づき効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画を策定する	保健医療課 各支所地域福祉室	通年
(7) ヘルスアップ事業の実施 (新規)	①特定健診未受診者に対する受診勧奨のための再通知及び電話での勧奨 ②生活習慣病予防教室の内容を充実させる	保健医療課 各支所地域福祉室	通年

項目	医療費適正化対策の推進			
実施内容	実施	方法	実施体制	実施時期
(1) レセプト点検体制の充実・強化を図り、不適切な過重診療を抑制する	①医療事務経験者を雇用（臨時）し、単月及び縦覧点検を実施する。 ②資格照合表・事務点検参考リスト等による点検 ③国保連合会レセプト管理システムとの連携を図る ④介護保険との給付調整を行うため、介護担当課との連携を図り点検を実施 ①医療費及びジェネリック医薬品差額のお知らせを発送 ②各個人宛シールはがきによる通知の発送	①長期入院者リストより4か月以上入院している方を抽出し、可能なケースに対しては在宅に向けた支援を行う ②訪問相談の内容により、療養型病院や介護サービス事業の活用を支援する	保健医療課 臨時点検員4名 介護高齢課  保健医療課  保健医療課 介護高齢課 臨時看護師2名  保健医療課 臨時看護師2名	毎月（100%点検）  4月～3月 年4回  随時  通年
(2) 医療費及びジェネリック医薬品差額のお知らせを発行し、ジェネリック医薬品の普及と医療費コストの軽減を図る				
(3) 長期入院者について、療養型病棟あるいは居住サービス施設や在宅介護サービスの利用などを支援する				
(4) 重複頻回受診者等が適切な受診状況となるよう、訪問指導を充実させる		①重複・頻回受診者の訪問指導（適正受診指導） ②柔道整復療養受診者の訪問指導（適正受診指導）	保健医療課 臨時看護師2名	通年

項目	適用の適正化の推進			
実施内容	実施	方法	実施体制	実施時期
(1) 退職被保険者等の職権適用等の適正化を図る		①年金受給者一覧表に基づき、有資格者に対し勸奨状の送付、資格に疑義のある対象者は年金情報を確認する ②未届けの者については職権で適用する	保健医療課 届出勸奨 職権適用	通年
(2) 被保険者資格の適正化を図り、過誤調整等による医療費調整の充実を図る		①異動前医療保険の資格喪失日及び異動後医療保険の資格取得日を確認し、非該当となる医療費請求の過誤調整を徹底する	保健医療課	通年

都道府県別後発医薬品割合（厚生労働省ホームページでH26.8.26に公表）

	201304	201305	201306	201307	201308	201309	201310	201311	201312	201401	201402	201403	平均
北海道	46.7	47.0	46.5	46.9	47.3	47.8	48.3	48.8	48.8	49.6	50.2	51.4	48.3
青森	49.5	49.5	49.0	49.1	49.4	49.9	50.7	51.2	51.2	51.8	52.4	53.4	50.6
岩手	52.3	52.5	51.9	52.2	52.7	53.3	54.0	54.6	54.6	54.9	55.8	56.9	53.8
宮城	48.4	48.5	47.9	48.6	48.8	49.3	50.0	50.5	50.6	51.0	51.8	53.0	49.9
秋田	39.7	40.1	40.0	40.6	41.4	41.8	42.4	42.9	43.0	43.7	44.2	45.4	42.1
山形	51.9	52.1	51.1	51.8	52.0	52.4	53.0	53.6	53.5	54.2	55.3	56.9	53.2
福島	44.4	44.7	43.9	44.0	44.4	44.9	45.4	45.9	45.9	46.2	46.8	47.7	45.4
茨城	44.1	44.2	43.6	43.9	44.4	44.7	45.3	45.8	46.0	46.7	47.3	48.7	45.4
栃木	45.9	46.3	45.8	46.1	46.6	47.0	47.4	48.1	48.1	48.8	49.2	50.2	47.5
群馬	50.5	50.6	49.7	50.2	50.8	51.2	51.7	52.5	52.7	53.4	54.0	55.1	51.9
埼玉	48.4	48.6	47.8	48.2	48.6	49.1	49.7	50.6	50.5	51.5	52.1	53.1	49.9
東京	47.8	47.9	47.2	47.6	48.1	48.5	49.0	49.7	49.7	50.6	51.4	52.4	49.2
千葉	42.9	43.3	42.6	43.1	43.6	43.9	44.4	45.7	45.9	47.0	47.4	48.2	44.8
神奈川	46.2	46.4	45.8	46.2	46.8	47.1	47.6	48.1	48.0	49.0	49.6	50.7	47.6
新潟	47.3	47.4	46.6	47.1	47.4	47.8	48.4	49.1	48.9	49.6	50.8	51.9	48.5
富山	51.2	51.1	49.9	50.3	50.8	51.5	52.0	52.6	52.6	53.3	54.3	55.5	52.1
石川	48.0	48.0	47.1	47.3	47.6	48.1	48.9	49.6	49.8	50.4	50.8	51.9	49.0
福井	49.5	49.5	48.5	49.1	49.7	50.1	51.1	51.7	51.5	52.2	52.9	54.0	50.8
山梨	41.1	41.3	40.6	41.3	42.1	42.4	42.7	43.5	43.6	44.0	44.2	44.4	42.6
長野	50.0	50.4	49.5	49.9	50.3	50.8	51.5	52.1	52.2	53.2	54.0	55.4	51.6
岐阜	45.7	45.9	45.0	45.5	45.7	45.9	46.4	47.2	47.2	47.9	48.7	49.7	46.7
静岡	45.5	45.6	44.6	45.1	45.5	45.9	46.4	47.4	48.6	49.5	50.3	52.0	48.3
愛知	47.7	47.6	47.1	47.5	47.7	48.3	48.7	49.4	49.5	48.2	49.0	50.2	46.7
三重	43.9	44.1	43.1	43.3	43.7	44.5	45.1	45.9	46.0	46.8	47.8	48.6	45.2
滋賀	43.9	44.2	43.1	43.6	44.0	44.4	44.9	45.7	46.0	46.8	47.8	48.6	45.2
京都	44.2	44.3	43.6	44.0	44.4	44.8	45.3	45.9	46.1	46.7	47.3	48.5	45.2
大阪	45.9	46.2	45.3	45.5	46.0	46.3	46.8	47.6	47.8	48.5	49.3	50.7	47.2
兵庫	49.0	48.8	48.3	48.6	49.0	49.2	49.7	50.1	50.2	51.0	51.6	53.0	49.9
奈良	44.0	44.3	43.6	43.8	44.1	44.8	45.1	45.6	46.0	46.4	47.0	48.3	45.3
和歌山	47.1	47.3	46.4	47.1	47.3	48.0	48.8	49.5	49.7	50.4	51.3	52.5	48.8
鳥取	49.1	49.2	48.5	48.7	49.3	49.7	50.0	50.6	51.1	51.6	52.3	54.2	50.4
島根	48.6	48.9	48.0	48.6	49.0	49.5	50.1	50.7	50.8	51.5	52.4	54.2	50.2
広島	43.9	43.9	43.2	43.4	43.8	44.6	45.8	46.7	46.7	47.3	48.2	49.7	45.6
山口	48.1	48.0	47.1	47.3	47.7	48.2	48.6	49.4	49.6	50.2	51.8	53.4	49.1
徳島	38.3	38.1	37.3	38.0	38.4	39.3	39.8	40.5	40.7	41.1	41.5	42.4	39.6
香川	44.1	44.5	43.4	43.8	44.1	45.0	45.5	46.2	46.5	47.0	48.0	49.5	45.6
愛媛	44.4	44.4	43.9	44.1	44.7	45.5	45.7	46.3	46.4	46.9	47.8	49.2	45.8
高知	41.6	41.6	40.7	41.1	41.5	42.2	43.0	43.8	44.5	45.5	45.9	47.0	43.2
福岡	48.6	48.6	47.7	48.1	48.4	48.9	49.5	50.3	50.6	51.2	52.0	53.0	49.7
佐賀	47.2	47.2	46.5	47.0	47.5	48.1	48.4	49.3	49.3	49.9	50.9	52.5	48.7
長崎	47.4	47.5	46.6	47.0	47.4	47.8	48.4	49.3	50.1	50.8	51.5	52.7	48.9
熊本	50.5	50.7	49.9	50.3	50.7	51.1	51.7	52.5	52.8	53.3	54.2	55.6	51.9
大分	47.1	47.2	46.3	46.8	47.4	47.8	48.2	48.7	48.9	49.2	49.7	50.4	48.1
宮崎	49.6	49.7	49.0	49.3	49.8	50.5	51.3	52.2	52.4	53.0	53.7	55.1	51.3
鹿児島	55.1	55.2	54.4	54.7	55.1	55.7	56.3	57.1	57.4	58.1	58.7	60.6	56.5
沖縄	62.9	62.7	62.1	62.5	62.9	63.3	64.0	64.3	64.4	65.1	65.6	66.5	63.9
全国月平均	47.2	47.3	46.5	46.9	47.3	47.8	48.4	49.1	49.2	49.9	50.6	51.8	48.5

# 市町村別後発医薬品割合（厚生労働省ホームページでH26.8.26に公表）

※以下に表示される市町村は、軽票出力対象年月に保険請求のあった薬品の所在する市町村です

年度	2013												平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全国平均	47.2	47.3	46.5	46.9	47.3	47.8	48.4	49.1	49.2	49.9	50.6	51.8	48.5
県立約	47.3	47.1	46.5	47.1	47.4	47.8	48.4	49.1	48.9	49.6	50.8	51.9	48.5
新潟市	47.1	47.1	46.5	46.7	47.2	47.3	48.2	48.5	48.4	49.0	50.5	51.4	48.2
長岡市	46.4	46.9	45.8	46.2	46.6	47.3	47.7	48.8	48.6	49.4	49.8	51.2	47.9
三条市	43.4	44.0	44.5	45.6	46.1	46.7	47.0	48.3	47.9	49.6	49.9	51.0	47.0
柏崎市	48.6	48.8	47.6	48.4	49.5	49.8	50.3	51.3	50.8	52.1	53.3	54.8	50.4
新発田市	46.6	46.6	46.7	46.9	47.5	47.4	48.1	48.3	48.5	49.1	49.8	50.7	48.0
小千谷市	55.1	55.1	51.8	53.1	53.3	53.5	53.8	55.0	55.2	55.7	58.3	59.2	54.9
加茂市	44.4	44.1	43.8	43.9	44.9	44.7	45.1	46.2	46.5	45.7	46.8	47.9	45.3
十日町市	46.9	47.0	46.9	48.8	48.5	48.3	50.0	51.7	52.8	54.1	56.2	58.5	50.8
見附市	58.4	60.4	58.9	59.4	59.5	59.7	59.7	61.2	61.3	60.8	63.8	65.7	60.7
村上市	32.9	33.0	32.7	32.5	32.4	32.6	32.2	34.0	33.7	33.6	35.0	36.6	33.5
燕市	50.1	50.8	50.6	51.7	50.8	52.2	52.9	53.3	53.6	54.2	54.3	55.3	52.5
糸魚川市	53.1	53.7	51.4	52.0	52.9	53.2	53.4	54.1	54.2	54.8	56.1	58.8	54.0
妙高市	57.8	58.0	56.1	56.6	57.1	57.4	58.5	59.3	60.1	60.5	61.1	61.2	58.6
五泉市	45.6	45.7	44.9	44.7	45.5	45.1	46.1	46.8	46.8	46.2	47.9	48.8	46.2
上越市	50.0	49.9	48.8	49.3	49.4	50.3	50.4	51.2	51.1	51.8	52.8	54.5	50.8
阿賀野市	46.0	45.5	44.0	44.2	44.2	44.6	44.9	46.0	42.4	47.2	48.7	51.4	45.8
佐渡市	54.1	53.7	53.5	52.8	53.7	53.5	53.9	55.9	55.7	55.4	58.0	58.2	54.9
魚沼市	54.7	54.9	53.2	54.9	54.1	55.4	55.4	56.4	56.1	57.6	58.1	58.7	55.8
南魚沼市	44.0	45.6	43.1	44.4	44.1	44.3	44.7	45.8	45.4	45.7	46.5	46.6	45.0
胎内市	37.6	37.2	37.0	36.3	36.9	37.6	37.7	37.8	38.9	38.3	38.7	40.4	37.9
北蒲原郡聖籠町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西蒲原郡弥彦村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南蒲原郡田上町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東蒲原郡阿賀町	27.3	26.6	27.0	26.6	27.2	27.4	27.9	28.3	27.2	27.8	28.3	27.6	27.4
三島郡出雲崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南魚沼郡湯沢町	67.4	67.2	66.5	67.3	67.2	66.3	69.6	70.2	70.7	71.5	69.4	70.5	68.7
中魚沼郡津南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩船郡関川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出典：厚生労働省ホームページ 調剤医療費（電算処理分）の動向～平成25年度版～[平成25年度 詳細資料]

